

沼津市手話に関する施策の推進方針

令和2年6月策定

令和3年4月改定

沼津市は、手話は言語であるとの認識のもと、手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等を図るため、沼津市手話言語条例（令和2年3月26日条例第6号）第7条第1項の規定に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を次のとおり定めます。

施策の推進に当たっては、ろう者等及びろう者等の関係団体の参画を得て、十分な意思疎通を図りながら進めます。

・は既存の取組、○は条例施行後の新規取組、☆は令和3年度新規取組

1 手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等を図るための施策

◆手話の普及のため、市民が手話を学ぶ機会を用意します

- ・手話講習会（手話奉仕員養成講座）の開催
- ミニ手話講習会の開催（地域単位での開催）
- 企業向け手話講習会の開催
- 広報ぬまづに「ワンポイント手話講座」を掲載
- 「ワンポイント手話講座」に掲載した手話の動画を市ホームページで配信
- ☆手話の学習を希望する団体等に講師を派遣

◆手話及びろう者等への理解の促進、条例の周知のための啓発を行います

- 「出前講座」のメニューに『手話を知ろう』を掲載
- 啓発セミナーの開催
- Proud Numazu 手話マークの作成
- ・「耳の日記念講演会」の開催（同実行委員会主催）
- チラシ、パンフレットの作成
- ☆小中学生向けチラシの作成
- 関係団体等への説明

2 手話の獲得及び習得に関する支援並びに機会の拡大のための施策

◆早期の事業化を目指し、ろう者等及びろう者等の関係団体が行う研修活動等を支援します

- 「ぬまづろう乳幼児支援事業の実施に向けた研修活動」（事業主体：沼津市手話言語条例推進協議会）

3 手話による意思疎通に関する支援及び機会の拡大のための施策

- ◆市主催の各種行事における手話通訳者の配置に努めます
- ◆企業、自治会等に手話通訳者派遣事業を広くPRします
 - ・手話通訳者派遣事業
- ◆(再掲) 手話の普及のため、市民が手話を学ぶ機会を用意します
 - ・手話講習会(手話奉仕員養成講座)の開催
 - ミニ手話講習会の開催(地域単位での開催)
 - 企業向け手話講習会の開催
 - ☆手話の学習を希望する団体等に講師を派遣
- ◆企業の従事者や市職員が手話を学ぶ機会を用意します
 - (再掲) 企業向け手話講習会の開催
 - 市職員向け手話講座の開催

4 手話による情報取得の機会の拡大のための施策

- ◆手話による市政情報の発信に努めます
 - ・ケーブルテレビ「ぬまづ広報室」への手話動画挿入
 - 市が制作する動画等への手話挿入
- ◆(再掲) 市主催の各種行事における手話通訳者の配置に努めます
- ◆(再掲) 企業、自治会等に手話通訳者派遣事業を広くPRします
 - ・手話通訳者派遣事業
- ◆(再掲) 企業の従事者や市職員が手話を学ぶ機会を用意します
 - 企業向け手話講習会の開催
 - 市職員向け手話講座の開催

5 ろう者等に対する情報提供及びろう者等の意思疎通支援のための施策

- ・(再掲) 手話通訳者派遣事業
- ・要約筆記者派遣事業
- ・同報無線のメール配信、FAX送信
- Net119 緊急通報システムの運用
- 市民カレンダー掲載の市内施設電話帳・相談窓口案内にFAX番号を追加
- ・コミュニケーションボードの活用
- ・補装具(補聴器等)の購入・修理費用支給、日常生活用具の給付、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成
- ・身体障害者相談員の設置